

○愛媛県告示第二百四十三号

愛媛県立自然公園条例(昭和三十三年愛媛県条例第五十号)

第四条第一項の規定により次の区域を篠山県立自然公園に指定する。

その区域を表示した図面は、愛媛県庁観光課南宇和郡一本松町役場及び北宇和郡津島町役場に備えつけて供覧する。

昭和三十九年三月二十一日

愛媛県知事 久松 定武

南宇和郡一本松町及び北宇和郡津島町の各一部

○愛媛県告示第二百四十四号

愛媛県立自然公園条例(昭和三十三年愛媛県条例第五十号)

第六条第一項の規定により篠山県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その計画を表示した図面は、愛媛県庁観光課、南宇和郡一本松町役場及び北宇和郡津島町役場に備えつけて供覧する。

昭和三十九年三月二十一日

一 保護計画
特別地域

南宇和郡一本松町大字正木地内

国有林南伊予経営計画区宇和島事業区

一三林班の内へ₁へ₂ほ、と小班の各一部

一四〃 〃 〃

一五〃 〃 〃

一六〃 〃 〃

一六〃 〃 〃

一八〃 〃 〃

一九〃 〃 〃

二〇〃 〃 〃

二一〃 〃 〃

二一〃 〃 〃

二二〃 〃 〃

二二〃 〃 〃

国有林南伊予経営計画区域城辺事業区

愛媛県知事 久松 定武

○愛媛県告示第千五十四号

篠山県立自然公園の区域指定（昭和三十九年三月愛媛県告示
第二百四十三号）及び篠山県立自然公園の公園計画（昭和三十
九年三月愛媛県告示第二百四十四号）のうち、足摺宇和海国立
公園の区域に編入された地域に係るものは、昭和四十七年十一

月十日その区域指定及び公園計画の効力を失った。

昭和四十七年十一月十日

愛媛県知事 白石春樹

愛媛県報 第四五五六号 昭和四十七年十一月十日

（第三種郵便物認可）

一二八九